

宇都宮大学工学部・工学研究科キャンパス委員会内規

制 定	平成16年3月17日
一部改正	平成18年12月19日
〃	平成20年2月19日
〃	平成20年2月19日
〃	平成22年5月25日
〃	平成25年3月19日
〃	平成27年3月17日

(設置)

第1条 工学部・工学研究科教授会内規第7条第1項の規定に基づき、工学部・工学研究科キャンパス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項を審議し、併せて必要な実務を行う。

- 一 陽東キャンパスの長期計画の立案等に関すること。
- 二 施設の将来計画に関すること。
- 三 建物の老朽・狭隘化の調査に関すること。
- 四 建物及び敷地の利用計画並びに有効利用に関すること。
- 五 陽東キャンパスの交通計画に関すること。
- 六 陽東キャンパスにおける駐車場等の交通に関する施設の管理運営に関すること。
- 七 環境整備に関すること。
- 八 工学研究科長、工学部・工学研究科教授会、または、工学部・工学研究科学科長・専攻長会議から審議を付託されたこと。
- 九 その他キャンパス計画に関して必要と認められた事項。

(組織および運営)

第3条 委員会は、研究科長および各専攻（後期課程を除く。）から選出された教員各1名をもって組織する。

- 2 委員は工学研究科長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には研究科長を充てる。副委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長が議長となり、その職務を代行する

- 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 5 委員会の審議は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 委員会は、その他必要に応じて専門委員会を設けることができる。専門委員会の任務・構成・運営については、その都度委員会が別に定める。

(報告)

第7条 委員会は必要に応じて審議の結果を工学研究科長、工学部・工学研究科教授会、または、工学部・工学研究科学科長・専攻長会議に報告し、承認を得るものとする。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、工学部事務部において処理する。

附 則

- 1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 工学部将来計画検討委員会内規（昭和48年12月1日制定）は廃止する。
- 3 この内規施行後、最初に選出された第2条第1項第1号の委員の任期は、同条第1項第2号の規定にかかわらず、機械システム工学科、応用化学科、情報工学科、エネルギー環境科学専攻及び情報制御システム科学専攻から選出された委員の任期は、平成17年3月31日までとし、エネルギー環境科学専攻及び情報制御システム科学専攻にあっては次の年度においても平成18年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行後、最初に選出された第3条第1項の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、機械知能工学専攻、物質環境化学専攻及び情報システム科学専攻から選出された委員にあっては平成21年3月31日までとし、電気電子システム工学専攻、地球環境デザイン学専攻及び学際先端システム学専攻から選出された委員にあっては平成22年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行後、最初に選出された第3条第1項の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、電気電子システム工学専攻及び地球環境デザイン学専攻から選出された委員にあつては平成28年3月31日までとする。